第4回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時: 平成 25 年 1 月 21 日 (月) 13:00~14:50

場 所:議事堂3階301委員会室

出席者:三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員9人

資料:第4回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料1 各委員記入意見シート

資料2 飲酒運転防止条例たたき台

資料3 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会の経過及び予定表(案)

1 条例の大枠の設定及び具体的内容の検討

委員:第4回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催いたします。本日は、皆様から提出をされました意見シートについて、各委員から説明をしてもらい、その後、その意見を基に委員の中で議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その議論の前に、事務局から報告事項が1点ありますので、事務局から報告をしていただきます。

事務局:前回の検討会におきまして、他府県において飲酒運転防止条例の検討状況についてのご質問がありましたことを受けて、各県の議会事務局に対して調査を行いましたところ、現在、検討中又は検討予定がある都道府県はない旨をご報告させていただきました。しかしながら、年明けの新聞に愛知県警が条例を検討中との記事がありましたことにつきまして、愛知県議会事務局に確認いたしましたところ、当事務局への回答の時点、11月20日におきましては、状況を把握していなかった旨の話をいただきました。

委員:そういうことで、年明けの新聞報道等によると愛知県で検討している報道があり、 その確認の報告をいただきました。それでは、本日の議題の中心であります、各委員 からいただきました意見シートについて、その説明をお願いしたいと思います。

本日の資料について、資料1として「各委員からの記入意見シート」を、資料2としてその基とさせていただきました「たたき台」を、資料3として「経過及び予定表」を今後の予定を相談するための資料として付けさせていただいております。それでは、順次、報告をいただきたいと思います。それでは、意見シートの並び順に従いまして

委員から報告をしていただき、全委員が報告の後、意見交換の形でそれぞれのご意見 を出していただきたいと思います。順次、報告をいただきたいと思います。

委員:最初に、目的のところですが、他県の条例等も見させていただきまして、いきなり 「飲酒運転の防止に関し」と始まっておりますが、これは三重県、そして県民、事業 者のためにすることを明確にするために、「県民及び事業者が一体となって」という 文言を付記していただければとの思いで書かせていただきました。(2)の県民の責務 について、1つ目ですが、「施策を総合的に策定し、実施する責務を有する」と書い てありますが、そもそも理解をして協力する文言も必要かと思いまして、明記させて いただいております。それから、(3)の事業者の責務のところで、最後、「教育に努 めるものとする」と書いてありますけども、これも教育は教育ですが、事業者の皆様 も現場から、徹底して教育に努めてもらう願いも込めて修正をお願いしたいと思いま す。そして、第2の各論のところですが、(2)再発防止のための措置のところでござ います。「県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育を行う ものとする」との形になっておりますが、再発ですので、徹底して行っていただきた い思いもあり、お願いいたしたいと思います。それから、(4)の情報提供のところで ございますが、これは確か福岡県だったと思いますが、インターネットで公開文言が あったと思います。福岡県に限らずもう1県ぐらいあったと思うのですが、情報提供 を具体的に交通事故件数や違反者数の人数等の情報をインターネット、ホームページ の関係の部署でオープンにする旨を明記していただきたいと思います。総論のところ ですが、広報に関しては、先ほどのインターネットもそうですが、教育関係、警察関 係、事業者等、統一したキャッチフレーズといいますか、文言を統一して今回の飲酒 運転防止条例の形でPRをしていっていただきたいと思います。

次の各論について追加したい条文は、先ほど言った情報公開の徹底した定期的な更新ですね。先ほど事故件数とか違反人数とか言いましたが、年に1回ではなくて四半期に1回ぐらい、もし更新ができるのであれば、適度な更新をしていただきたいと思います。それから、その他意見といたしまして、これは他の都道府県の政策がありましたが、それと三重県もこの3点できればいいかと書かせていただいております。例えば、前回のところで勉強させていただきましたが、再犯者のアルコール依存症の診断とか、2つ目には対策医療センターとの連携、そして、3つ目には飲酒運転防止の県民運動のキャンペーンも大分県かどこかでもやっていることを聞きましたので検討していただきたいとの思いで書かせていただきました。

- 委員:ありがとうございました。その他意見の一番上の再犯者のアルコール依存症、これは診断結果報告義務でいいですね。意見交換は後ほどにしたいと思いますので、委員からの意見については、以上の内容でございました。現場教育の必要性、さらには、広報について、さらには、情報公開について徹底を望むところ。さらには、特徴とした部分でのアルコール依存症診断結果報告義務等の内容をいただいたかと思います。続きまして、委員から報告をお願いします。
- 委員:基本的に資料としていただいた「たたき台」について、私も異論はありませんし、 この文言を膨らませていくことでいいのかなと思っています。その他の意見の特徴と したい事項として、本県、条例化するにあたって何を持っていくかと。単なる理念条 例にしていくのか、それとも効果の上がるものにしていくのかことについては、他県 と比較の中では、三重県は飲酒運転の検挙者はそれほど多くはない状況にありますが、 ただ、だからこそ完全に減らしていくか、条例化することによってきちっと厳罰化で はないやり方で減らしていく必要があるのではないかと思いまして、その他の意見の ところに記載をさせていただきました。飲酒運転の背景には、これまでも参考人から ご教示いただいたとおり、アルコール依存などの飲酒問題があるとの認識にしっかり と立ったうえ、検挙者に対して適切な治療につなげていくものにしていきたいと。教 育プログラムまで行けるかどうかありますが、条例的にはそういう理念で制定しては どうかと思います。たたき台の中では各論の中の2(2)再発防止のための措置に多 分盛り込まれていくことだろうと思っています。それから、もう1点、「また」以降 ですが、自動車運転代行業者の数が地域によって差があるように感じておりますので、 県民が利用しやすくなる何らかの支援策、財政的なもの以外の面でも何らか支援につ なげていく条例にしてはどうかと。これは第2各論の個別規定の中の(5)体制整備 のところに盛り込んでいただければと考えております。
- 委員:ありがとうございました。その他意見の検討したい事項について2点いただきました。いわゆる理念条例に終わらせることなく具体的な部分として、1つには、アルコール依存などの飲酒問題がある認識からの適切な治療につなげることができないかとの部分。それと、自動車運転代行業者に対する県民が利用しやすくなる支援も必要ではないか、この2点をご提案いただいたと思っております。続きまして、意見シートは委員になっていますが、副座長の立場を考えて後回しがよいと思います。先に委員、お願いします。

委員:総論の県民の責務のところに、県民の責務とはそもそもどんなことか、ドライバー

- 一人ひとりの意識がどうであるかが一番大事で、自らが飲酒運転撲滅の意識を強く持つよう県民に努めてもらいたいとの思いで書きました。知識の普及等のところでは文章の書き方の問題で、「普及及び」と、「及」の漢字が2個続くのは分かりにくいので、真ん中に「普及及び」ではなく、「普及・教育」にしたほうがいいかと。
- 委員:「普及」の「及」と「及び」の「及」が一緒なので、ここは「・」にしておいたら どうかとのことですね。非常に大事なご指摘です。分かりました。
- 委員:そういうことです。それから、裏面のその他の意見のところで、呼びかけだけの条例ならあまり意味がないと思っています。既に法律の下で規制されて、県警であれ、県の生活部局でもそういう啓発は既にやっているので、この条例を作ることによって、これまでと何が違うか、どういう施策が新しく出たのか明確にできる条例にしたうえで、県民や関係各機関に示す条例にしていただきたいとの思いで書かせていただきました。
- 委員:ありがとうございました。いわゆる県民の責務として協力ではなく、自ら自覚意識を持つところも入れたらどうかとのご意見と、この条例が呼びかけだけの理念条例になったらいけないと。この条例ができたことによって何が変わるのか、どういう作用が出てくるのかをしっかりと示せる内容にしていただきたいと。こういう意見でよるしいですね。分かりました。ありがとうございます。それでは、続きまして、委員、よろしくお願いします。
- 委員:まず、県の責務のところに、「総合的に策定し」とあるのですが、この間から参考人のお話などをいろいろ聞かせてもらう中で、どうもアルコール依存症対策の話が非常に多くて、私もいろいろ迷いがあるのですが、飲酒運転よりは、アルコール依存症へどうアプローチしていくという話が強いのではないかとの思いがあって、こう書かせていただきました。そうすると、基本方針なども対象を絞ったものになったほうがいいのかという気がいたしました。知識の普及のところですが、お酒を飲むこと自体は悪いことではありませんので、安心してお酒が飲める環境づくりも必要ではないかと考えて、こう書かせていただきました。(5)の体制整備ですが、参考人のお話の中から、実際に統計上効果があったのは山形県の条例のみとのお話がありました。聞くところによりますと、その山形県では運転代行業が非常に発達していると聞きますので、条例そのものの実効性を出すことでありましたら、運転代行業の振興について支援する方向を打ち出してはどうでしょうか。最後のその他の意見でまとめて申しますと、飲酒運転の取締りそのものについては法律がありますので、条例の役割はなん

だろうかことを考えていくと、参考人のお話からすると、アルコール依存症などの飲酒運転を起こす背景への対策が条例の役割になるのかなと思ったのです。しかし、一方で、アルコール依存症者が飲酒運転をすることはあるでしょうが、アルコール依存の人全てが飲酒運転をするわけでもありませんし、また、逆に飲酒運転をするからアルコール依存症者であると外形からの決めつけは非常に危険であると思います。また再犯防止の観点から、医療の受診義務とかそういう話になってきたときに、人権に最大限配慮して行われるべきであるとの意見です。

- 委員:ありがとうございました。内容的には総合的に策定するよりは、対象を絞るべきではないかと。その意味において、アルコール依存症が1つのテーマになってきているのではないかと。しかし、具体的な施策を出す際、再犯防止取組は人権に配慮した内容にすることが大事であるとのご指摘だったかと思います。それと、もう1つは、運転代行業が1つ実効性として出てくる。この振興ができるのではないか、ここに対する具体的な支援を打ち出してはどうかご意見をいただいたと思います。また、安心してお酒が飲める環境づくりも付記いただいたいと、こういう内容でよかったですね。ありがとうございます。
- 委員:全体のフレームとしては、総論がまずあって、その中に目的と責務があり、そこか ら各論に展開していくことでいいと思います。まず、それを前提に書かせていただい ております。目的については、福岡県の第1条に書いてある「飲酒運転は絶対にしな い、させない、許さない県民意識及び社会風土を定着させ」との内容を加えていただ いてはどうかということを書かせていただいております。それから、責務のところで すが、県の青務の中に市町との連携が案として書いてありますが、それに加えて、「関 係機関との連携にも努める」ことを入れてはどうかとの提案でございます。この場合 の関係機関は、例えば、消防であったり医療機関、これは前に資料としていただいた、 「常習飲酒運転者対策の推進について」という全都道府県に出されている文書の中に あったかと思いますが、要は、事故をしたときに、その方が被害者であれ加害者であ れ、アルコールの反応があるか無いかを、消防なり医療機関の方に協力してデータを 取る取組を現場で行うことがありましたので、消防や医療機関を入れています。また、 アルコール依存症対策とも絡んでくるのですが、例えば、断酒会であったりとか、で きる限り事故を減らして社会貢献の一環として随分飲酒運転防止について取り組ん でいただいていますので、民間の損保会社なども想定されるのではないかということ で書かせていただいています。それから、県民の責務としては、大分県を参考にした

のですが、飲酒運転を発見したときの通報等の措置に関する努力義務規定を入れては どうか。総論についての意見の追加したい条文等のところに、責務の中に県民、事業 者に加えて、「飲食業者、酒類販売業者、駐車場所有者それぞれの責務」を盛り込ん ではどうかと提案させていただいております。どういった内容にするかと、飲酒運転 防止を呼びかける文書の掲示は最低限、責務としてその努力をお願いする文言を入れ たらと思います。さらに福岡県は特定事業者として、こういった方々を一括りにして 飲食店営業者の責務として、啓発文書の掲示に加えて車両利用の有無の確認や具体的 な取組をしなさいということが書かれていたり、公安委員会によって指示をしたりと か、結構厳しい内容も入っているかと思います。また、駐車場所有者の責務として、 飲酒の疑いのある利用者への飲酒運転防止のための具体的な取組をしなさいという 内容も書かれておりまして、こういったものを入れるかどうかを是非ご検討いただき たい。私は絶対入れるべきとの論をとっているわけではなく、検討をしていただいた らとの思いで書かせていただきました。各論ですが、基本方針について、具体的な施 策と数値による成果目標を具体的に置いた実行計画を作ることが、よく他の議提条例 でもあるのですが、実行計画自体を議会の議決対象とすることを、是非ご検討いただ きたいと思います。我々議会としても責任を持って飲酒運転撲滅に向けての取組をし ていくきっかけにしていきたい思いです。個別規定について、2つ目の再発防止のた めの措置として、実際に飲酒運転をした方にアルコール依存症チェックをしていただ く具体的な措置内容を行うのであれば、(2)の再発防止のための措置はあってもい いと思うのですが、そこまで踏み込めずに具体策がないのであるならば、再発防止の ための措置をお題目だけ書いておくのはいかがなものかという意味で書かせていた だきました。それから、相談体制については、犯罪被害者総合支援センターとの棲み 分けをどうするのかを、一度検討するべきではないかと思っております。飲酒運転の 常習者について条例上規定するのは難しいとは思いますし、大量飲酒、習慣飲酒の家 族の相談体制についても、条例上の規定は非常に難しいと思いますが、何らか検討で きないかと。それから、(5)の体制整備として、今、交通対策協議会に123の団体 が加盟しているものがあるので、これと異なる推進体制を整備するべきかどうか検討 が必要かと。これにあたっては、福岡県の飲酒運転撲滅連絡会議が参考になるのかも しれないと書かせていただいております。裏面の各論についての意見のところですが、 飲酒運転検挙者、飲酒運転にかかる交通事故の統計的な分析について、飲酒運転での 交通事故なり、検挙した時期、時間、年齢、性別なり、個人情報等の絡みもあるので

すが、市町ごとや地域ごとの傾向の把握をしっかりしたうえで、効果的な飲酒運転防 止対策を進めていくべきだと思いますので、統計的な分析と情報公開は必要かと思っ ています。それから、教育現場での啓発も必要かと。これは、児童生徒自身が運転手、 ドライバーになったときを想定するとともに、児童生徒を通じた保護者への啓発の意 味で、教育現場での啓発も入れてはどうか。それから、飲酒運転撲滅の日を例えば毎 月何日とかやって、それに合わせた集中的な広報もあってもいいかと。今は春夏秋冬 四季ごとにやっていただいているかと思いますが、毎月何日かを家庭の日みたいな感 じでやってはどうかとの提案です。その他の意見のところでございますが、「アメと ムチ」の両面を取り入れた条例としてできないかということを書かせていただいてお ります。アメの部分ではないですが、飲酒運転防止のためのサポート施策の充実を盛 り込めないかと。例えば、アルコール検知器の普及支援であったり、アルコール・イ ンターロック装置の開発支援であったりとか、既に意見が出ておりますが、運転代行 業者の立ち上げ支援サポート施策。それから、ハンドルキーパー促進店や事業所など、 飲酒運転防止に積極的に取り組んでいる優良事業所の表彰や、ホームページでそうい う優良な店名の公表という「アメ」の政策。逆に「ムチ」ですが、飲酒運転検挙者に 酒類を提供した店舗について、同じ店舗から複数人が検挙された場合、店舗名の公表 も場合によっては盛り込めないか。あとは、飲酒運転検挙者に対する違反者講習の充 実についてです。他の方のご意見にもありますが、飲酒運転被害者の声を必ず聞いて 感想文を書いてもらうとか、こういった内容をやるべきだとは思いますが、こういう 細かなところまでは条例での規定は困難かと思っていますが、一応内容も盛り込んで はどうかという意見でございます。

委員:ありがとうございました。様々なご意見をいただきました。目的の部分でもう少し 具体的に書き込んではどうかと。さらには、県の責務において関係機関との連携につ いて入れる事が必要ではないかと。それと、県民の責務については、通報措置の努力 義務規定を盛り込んではどうかというところですね。また、責務のところに、この3 つの責務だけではなく、他県の条例にあるように具体的に特定事業者と言われている 飲食業とか酒類販売業とか駐車場所有者の責務も書き込むべきではないかと。また、 意見シート2においては、具体的な内容の部分で奨励していく方向と、厳しく取り組 んでいく内容等を入れてはどうかと。さらには、教育現場での普及とか、飲酒運転撲 滅の日の制定を入れてはどうかとのご意見をいただいたかと思います。

委員:まず、裏面の意見シート2から見ていただきたいのですが、一番先に思ったのは、

一番下にその他の意見で書かせていただいたように、「根絶」「撲滅」「防止」「ゼロ」 など、いろいろな言葉が他県の条例に出てきますが、その中でどの言葉を中心に使っ ていくかを考えなくてはいけないと思います。私の意見シートの中では根絶という言 葉で統一して考えさせていただきました。またこの件を検討していかなければいけな いと思っています。総論についての意見で、条文の前に前文を付けている県が、宮城 県と福岡県がありますが、この前文を読むと思いが伝わってくる。この条例をどうし て作ったかが伝わるので、この前文を付けてみてはいかがかと提案させていただきま す。意見シート1の表に戻って、総論ですが、目的のところで「一丸となって」とい う言葉とか、三重県らしさを出すところで「幸福実感度」という言葉を入れさせてい ただいております。これは知事が代われば言葉も変わるかもしれませんし、条例はず っと生きていくものですが、「幸福実感度」という言葉を三重県らしさということで 使わせていただいています。県の責務のところですが、責務としては、県が考える施 策、ここでは総合的な言葉を使いましたが、県が施策を策定することに加えて、市町 との連携によって市町が施策を講じていくときに、「情報の提供」と「その他の支援 と協力」を行うことも県の責務ではないかと書かせていただきました。それから、県 民の責務ですが、これは県民の強い認識を持ってもらうのは、県民が自分からそうい う飲酒運転をしない、させない、許さないとの強い意識・認識を持っていただくため の責務と、それから、防ぐため警察に通報するなど必要な措置を講ずることを分けて 入れました。3番目の事業者の責務ですが、車の運転をすることが多い事業者の方に は、内部に対して指導措置をしてもらう責務と、県や市町が実施する飲酒運転根絶に 関する施策や取組に協力してもらう内部と外部合せての責務があるのではないかと 思って分けて書かせていただきました。各論の基本方針では、県が主体的な活動を実 施することと市町との連携することが基本ではないかと思って書きました。個別規定 では、知識の普及について。教育機関においての啓発は、今も学生の人はゆくゆく運 転していく人がほとんどですから大切です。そういうところから命の大切さとともに、 交通社会が全ての人で成り立っていることを伝えていく、そして倫理観とかも含めて 伝えていく知識の普及も必要だと思いました。また、飲酒運転根絶の啓発を広報して 皆さんに知らせることです。再発防止のためには、他県の条例では、主語は公安委員 会になっているところが多かったので、これはどういう書き出しがいいのか少し迷っ たのですが、再発防止の指導や教育はどの主語がいいのか、ご検討いただきたいと思 うところでもあります。相談体制については、警察官に相談するところと医療機関に

相談するところと、もう1つは、もしかしたら県の行政に対する相談も必要かもしれないと思いながらも、この警察官と医療機関を出させていただいています。情報提供のところですが、これは情報を公開していただき、地域や時期を含めて適切な方法により提供、又は公表を考えさせてもらったのですが、いつどこでどんなことがあったのかはニュースでも流れますが、これを公表して情報を共有することも大事ではないかと思いました。体制整備のことですが、県の体制整備は、認識・理解・協力を深める活動を推進するための体制整備と、もう1つは、再発防止のための加害者もしくは被害者の相談支援体制も必要ではないかと思い書かせていただきました。

- 委員:根幹的言葉の表記として委員は根絶と統一していくことと、決意表明的な部分においての前文を付けてはどうかご意見をいただいたかと思います。具体的には、例えば、県の責務にしても、県の施策と市町との連携支援を分けてはどうかというところを含めて、様々お話をいただきました。さらには、教育機関における知識の普及を入れてはどうかと。それと、再発防止に向けては、指導・教育などの措置が必要であると。また、相談においては、警察官及び医療機関への相談等を入れてはどうかと。さらには、情報提供においては、適切な内容の公表の必要性についてご意見をいただいたと認識をしております。
- 委員:本来、基本方針等で挙げるレベルのものまで雑に挙げておりますが、先般、参考人招致もさせていただいているいる聞かせていただいた中でも、およそ飲酒運転防止については、アルコール依存症と規範意識、この辺の話に集約されてくるイメージを持っています。ただ、一方で、参考人のお話にもあったように、それにアプローチをした条例自体の実効性がどれだけ上がっているのか少し曖昧なところもありまして、これというところに私自身もたどり着いていません。したがって、何かしらこんなことが役に立つのではないだろうかと並べさせていただきました。まず、目的について、原因の部分をどう見ていくかですが、県のデータでもどれだけ再犯者がいて、アルコール依存症の可能性がどれだけあるか、なかなか数字的につかめなかったところはありました。平成24年度の警察庁から委託研究が出されていた書類を見せていただくと、大体そこの数字では飲酒運転の違反者のうち、約6割、57.6%が再犯者。その再犯者のうち、アルコール依存症の疑いのある方がおよそ3割5分、34.3%という数字が出ていました。そういう意味からいくと、パーセンテージ的にはまずは規範意識をどう植え付けていくかと。2つ目には、アルコール依存症についてどういうふうにカバーをしていくのかと、この2点になるかと思っています。目的のところにさらっと目的

を挙げるのもあるのですが、特に他県の事例はいくつか大きな死亡事故があって、そ のことに対して条例制定の流れがありました。逆に言うと、三重県では、なかなか県 民の方に伝わりにくい部分もあるかと。そういう意味では少し大げさかも分かりませ んが、目的もしくは前文に、さらなる規範意識の定着やアルコール依存症等への対応 も含めた文章がほしいと思いました。特に座長がいつも言われているように、平成23 年度であれば飲酒事故が66件、死亡事故が6件、取締り件数が691件と、このあって はならない数字をなんとかゼロにしていくのだとの思いを前文に書いていくのがい いのではないかと感じました。それから、県の責務のところについては、通常、他県 で書いてある内容を書いていただくと共に、厳罰化は効果がないとの流れの中で、参 考人からは飲酒運転の取締りが現場では効果があるのではないかとの話がありまし た。ただ、一方で、そんなにしょっちゅう検問をやることも、人員的な対応としても なかなか大変だろうと。そこをフォローしていくのは、やはり県民自らの行動しかな いのではないかとの思いから、撲滅運動、根絶運動をしていただくNPO等の団体を 各地域に立ち上げて、支援をしながら現場での啓発活動をサポートできる形ができな いかと。これは例えば、飲食店等でも、入っていってチラシを配るのはなかなか厳し いのでしょうが。お店の方に声掛けするぐらいすれば、飲んでいる人によっては、今 日は外で張られているかもしれないと思い、代行で帰ろうかと感じてもらえるように 支援ができるように書かせていただきました。それから、アルコール依存症治療の医 療機関や相談窓口の明示について。これは後にもつながりますが、そこを充実させて きちんと明示していくことが必要かと思っています。それから、専門医による啓発活 動を支援する、これも支援の項目になるかもわかりませんが、特に福岡県はアドバイ ザーを設置しています。これはいろいろな幅広い方が取組をされているのでしょうが、 アルコール依存症部分では、啓発活動、専門的な見地から医師若しくは医療的な専門 の知識がある方について、いろいろな地域や事業所に出向いていってもらって講演会 等をしていただくと。そのための謝礼や交通費等を県は負担をしていく具体的な施策 もあるかと思いました。県民の責務については、これは通報措置に努めるという部分 は挙げておくべきだと思っています。それから、(3)の事業者の責務のところで、 これはなかなか難しい問題かもしれませんが、事業所等の従業員の健康診断でアルコ ール依存症のリスク検査を実施するよう促していくと。参考人のお話にも、確か四日 市の事例でGTPが400あるいは500以上超えている方については、保健師が家族に診 断や治療を呼びかけていく、働きかけていくという活動も始まっていると聞きました。 もちろん結果については事業者には知らせない前提が必要だと思いますが、そういう 具体的な取組も事業者の責務に書く必要はないかわかりませんが、もう少し具体的な 施策のところで実現してはどうかと思います。それから、NPO等の民間団体の店内 への啓発活動、これは(1)県の責務と同じ意味合いで書かせていただきました。そ れから、基本方針については、具体的な数値目標を定めさせていただきました。県民 力ビジョンでは、交通事故自体の死者数、死傷者数、信号機の整備、シートベルトの 着用率が指標になっているわけですが、福岡県では飲酒運転撲滅宣言企業・店の登録 数だとか、あるいは、同じく宣言の店の登録数や事故件数、こんなところが数値目標 として挙げられていました。やはりここは基本方針を作るのであれば、具体的な数値 目標を定めていくべきではないかと思いました。それから、(1)の知識の普及につ いては、アルコール依存症と多量習慣飲酒の弊害について、県民への啓発を行ってい くと。ただ、このことについては、当然デリケートで、酒類販売店をはじめとして、 飲む量までやかましく言われるのは困る店は当然出るでしょうから、この辺は十分議 論が必要かと思います。それから、再発防止のための措置については、参考人からも 提案がございましたが、飲酒運転違反者に1回目からアルコール依存症に関する診断 を指定された回数、受けていただくように義務づけると。ただ、これはどのタイミン グでするかは、また議論があるのかなと思います。当然免許を再度取ることが前提で すよね。また、必要に応じて治療義務も課してはどうか。福岡県はかなり厳しいです よね。治療義務も課していますし、しなければ治療しなさいと勧告まで出しています から。これも議論していただいたらどうかと。それから、飲酒運転事故被害者の声を 聞く講習を義務づける。これも諸外国の事例も含めて被害者の方の本当に切実な辛い 声を聞かせていただくことも、特に規範意識をきちんと持っていただく部分について は、やりにくい話ですが、やる必要もあるかと思います。情報提供については、これ は効果があるのかどうかわかりませんが、一度調べて議論してみてはどうかというこ とで、特に宮城県では違反者の数について、市町はもちろんのこと、事業者自身にお 知らせをしている項目がありました。活用されているのかどうか調査していません。 当然誰かが分かっては困りますから、人数の少ないところについては、もう少し大き な枠で事業者ではなくて、事業者団体の枠組でお知らせをする丁寧な仕組みになって いたように思います。当然全体的な数値はネット公表等していくべきでしょうが、こ の辺りも効果があるのであれば、トライしてみてはどうかと感じました。

それから、意見シート2の総論については、公務員の率先垂範の部分は必要かなと。

市町に協力を求めることは県の責務としてあると思うのですが、市町の責務を挙げる かどうか議論の余地があると思いました。それから、酒類販売なり、飲食店なり、駐 車場なりの特定事業者の責務として追加すべきとのご意見は、皆さん出していただい ていました。それから、各論についての意見、これは相談と合わせていくつか支援の お話をさせてもらいましたが、支援の項目の形で追加をすべきかと思っています。そ の他の意見として、これも宮城県で飲酒運転根絶重点区域指定がありました。これも 方法と実態について調査しないと、効果があるのかどうかは判断がつきませんでした。 何かしら引っかかりがあるようであれば、制度導入をするのもいいかなと思いました。 それから、2つ目にアルコール依存症への専門的な対応ができる医師、医療機関の育 成についてです。これも条例に書く必要があるのかどうかは分かりませんが、実際、 資料の中で拝見すると、専門的な病院として2病院だけしか三重県は挙がっておりま。 せんでした。身近に相談できることを考えると、医師なり医療機関の育成も更に必要 かと。そういうところが合体をして、あるいは、どこかが中心となって対策医療セン ター的な役目を担っていくのかと思いました。それから、3つ目には、これも参考人 から情報をいただいたのですが、警察庁が来年度から飲酒運転で免許を取り消された 人に限定した講習を導入しようと考えていると。従来は免許取消になった人は一律の 講習をしてきたわけですが、やはりアルコール依存症等の議論がある中で、飲酒運転 で取消になるなど免停の人については、別の講習をやりましょうと議論が進んでいる ようで、アルコール依存症の専門医協力の下に、30日間にわたる飲酒の調査やカウン セリング、ディスカッションなどを通じて、31 日経ってからもう1回検査をするよう な講習を来年度から実施を目論んでいるとの記事がございました。こういう部分があ るのであれば、県の条例として重ならないように議論、調査していくことが必要かと 思いました。それから、運送事業者についてアルコール・インターロック・システム 措置を進めていくのも1つの方法かなと。ネット等で見ると、後付けで1つのメーカ ーだと12万8,000円ぐらいの機械がありました。個別の運転者であれば、違う車を借 りて乗るか、エンジンを始動してから飲むことがあるので、あまり効果がないと聞か せていただいたのですが。一方で運送車事業者については、こういうインターロック・ システムはそれなりの効果があるのかなと。途中で定期的に機械に吹き込みしないと 駄目なシステムになっていたりしますので、動いてから飲んでも反応する、なかなか よくできている感じがしましたので、こういうのも進めていくのも重要なことかと。 最後に、運転代行業の支援は本当に必要だと思うのですが、どういうレベルのものに

していくかは、なかなか難しい話かと思いました。県の環境生活部の話では、そもそも飲む場所に車を乗っていかないのが原則ですから、代行を進めるのはいかがなものかとのニュアンスの話もありました。せめて情報提供、お店等に案内も含めてそういう情報提供をしていくのが必要かと思いました。ちょっと気にかかったのは、県の交通対策協議会に代行業の事業者がなかった気がしたので、調べてください。

委員:ありがとうございました。多岐にわたる意見をいただいたかと思います。表の部分 では、前文を付けてはどうかと。その前文を付ける必要性の経緯も少しお書きをいた だきました。また、県の責務でやはり支援部分に民間団体を含めて入れてはどうかと。 そして、県民の責務で、飲酒運転を発見したときの通報措置の努力義務を入れていた だきました。また、基本方針において、具体的な数値目標を定めること。さらには再 発防止においては、飲酒運転の違反者に対する依存症に関する診断の義務、並びに治 療義務を課してはどうかと。また、情報提供においては、飲酒運転違反者数について の具体的な情報提供を入れてはどうかですね。さらには、意見シート2については、 総論部分で公職者にあるものの率先垂範の条文、その内容を追記してはどうかと。さ らには、特定事業者の責務の追記、また、各論については、相談と合せて支援項目を 入れてはどうかお話をいただきました。さらには、その他の部分においては、重点区 域の指定、さらには、医師・医療機関の育成、また、国が今導入を進めようとしてい る講習との棲み分け、さらには、運転代行業の情報提供に関する支援の内容を全般的 にお書きいただいたと認識をさせていただきます。よろしいですか。最後に私も座長 の立場を離れて一委員として提案を意見シートに基づいて発表させていただきます。 まず、目的の部分においては、私もまず表題も含めて「防止」という表記を「根絶」 という表記に変更してはどうかを第1点目に書かせていただきました。2点目には、 「前文ないしは目的に」と書いてありますが、意味合いとしては私も前文がいいだろ うと思っています。飲酒運転は犯罪であるとの考え方、並びに飲酒運転の根絶を目指 す決意を明文化してはどうかと。これを目的に入れられればいいのですが、性格的に はやはり前文になるかという思いも持ちながら、今回こういった条例をなぜ制定する のかとの思いを含めて入れてはどうか提案させていただいております。県の責務のと ころで、私も公職者の率先垂範の項目を入れてはどうかと書かせていただきました。 また、県民の責務については、施策への協力とともに、県民一人ひとりの自覚及び自 主的取組を入れてはどうか。合せて、事業者の責務については、たたき台では事業者 という一括り、特に事業者は従業員に対する教育をすることを書いてありますけれど

も、やはり具体的にもう少し書き込む必要があるのではないかということで、運送事 業者、さらには飲食店業者、酒類販売業者、駐車場所有者等の特定事業者の責務を具 体的に書いてはどうかと考えております。運送事業者については、やはり酒気を帯び ていないことを確認する努力義務。そして、その他の事業者に関しては、飲酒運転根 絶のための文書掲示努力義務を入れてはどうかと。さらには、タクシー事業者と自動 車運転代行業者についても、飲酒運転根絶に向けた広報活動の充実、いわゆるタクシ ーとか運転代行を使うことによって飲酒運転を減らせますと。飲酒運転は駄目と広報 活動として入れてやっていただいてはどうかと。各論については、たたき台では防止 のための施策を推進するための基本方針を書いてあるわけですが、やはり具体的なこ の項目について基本方針で策定すべきだことを3点入れさせていただきました。まず、 飲酒運転根絶に関する県民等への啓発及び意識の高揚に関する事項、飲酒運転を根絶 するための社会環境の整備に関する事項、その他飲酒運転根絶に関しての必要な事項、 こういった具体的なものをここには入れ込んだうえで、具体的な策定をしたほうがい いのではないか。今、私、全体の話を聞きながら感想ベースとして、あえて私はここ に数値目標の項目を入れなかったのですが、聞いていて、それもありかなのと感じた 部分ではあります。そして、基本方針の策定時及び変更時に関しては、議会への報告 及び公表をすべきことをここに入れておいてはどうかと思っております。次に、情報 提供について、これも他の委員から提案がありましたが、根絶に関する情報の提供と ともに、具体的な県内の検挙人数、事故件数、さらには、県並びに公安委員会の根絶 に向けた取組の状況と、こういったことの情報提供もするべきとの明記させていただ いております。追加したい条文としては、責務とともに、その責務を果たす部分にお いて必要な支援項目も入れてはどうかと。代行業者に対する支援とか具体的なところ までは書いていませんが、やはり何らかの責務を入れるとともに、県等の支援も入れ ておく。これは予算との絡みとかいろいろな部分で難しいかもしれませんが、あえて 入れさせていただきました。また、各論について追加したい条文の1点目は、再発防 止の一環としての受診義務です。県は飲酒運転の違反者に対して、飲酒運転根絶及び 再発防止の観点から、県が指定した医療機関においてアルコール依存症に関する診断 を受けることを義務づけることで、違反の回数をあえて入れていませんが、参考人質 疑等を聞く限りにおいては、私は1回目からでいいのではないかと思っています。こ こは飲酒運転違反者を主語にはしませんでした。県を主語にさせていただいたところ は、少し意味合いを持たせています。そして、県は診断を義務づけた人が、一定期間

において受診しなかった場合は、その人の健康の保持並びに前述の飲酒運転の根絶及 び再発防止の観点から、家族に対して受診協力依頼の要請をすることができる項目も 入れてはどうかと。ここには根絶と再発防止に合わせてやっぱりその人の健康の保持 も入れさせていただいております。そして、県が指定した医療機関は、その受診に積 極的に協力するとともに、アルコール依存症の診断基準及び依存症のための治療プロ グラムを策定することを入れさせていただきました。治療義務までは課していません が、その先として本人が希望した部分においては、このプログラムがなければいけな いのではないかということで、医療機関に対して策定をすることを項目として入れさ せていただきました。次に、知識の普及の1つとして、飲酒運転防止教育の推進。教 育については、私も県並びに教育委員会はこの条例の趣旨を定着させるために、小中 高等学校及び大学など教育機関において、飲酒運転の防止に関する教育を行うことを 入れさせていただきました。ここはあえて根絶という言葉を使わずに、教育に関して は防止という言葉を入れております。そして、表彰並びに顕彰という項目を入れて、 飲酒運転の根絶に関し特に優れた取組を行うなど、顕著な功績があった県民等、等の 中には事業者等も入れているわけですが、推進する意味において、この表彰と顕彰の 規定を入れてはどうかと。その他の意見で特徴としたい事項には、再掲で、県等の支 援と再発防止の意味合いの受診義務と同じ内容を入れさせていただいております。そ うしましたら、各委員の意見を発表いただきました。ここからは、それぞれの発表さ れた内容について忌憚のない質問、意見等をいただいて、その想い、内容を深めてい きたいと思います。今日はそれをもって、ここで具体的な方向性を決めるところまで にしようとは思っていません。それぞれの意見に対してどういう思いであるか、考え であるか、意見交換をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

- 委員:皆さん考えていただいている間にお願いを1つ。項目で挙げながら自分でちょっと調べるのをさぼってしまったもので、宮城県が中心になっていたと思うのですが、事業者、事業所団体に数値を報告したりすることと、重点区域の指定があったと思いますが、これらの運用がどのようになっているか事務局で調べていただけたらなと。
- 事務局:宮城県の事業者や団体に対して数値を通知する制度の運用、重点区域の指定、それに対してどのような行為をするか調査させていただきます。
- 委員: 具体的には宮城県の条例の11条1項2号及び3号で、事業者団体に対して情報提供することができる項目があるのと、15条で飲酒運転根絶重点区域等を指定することができる、この項目ですね。お願いいたします。ほか、どうでしょうか。それぞれの

委員に対して、並びに事務局に対しての確認とか、他の委員の意見も聞いて私の内容 も少し深めて発表をしたいとか、どんなことでも結構です。

委員:今、飲酒の問題について参考人からいろいろ聞いて、それで依存症という切り口の話を大分聞かせていただいたわけですね。依存症対策条例のイメージが自分の中で膨らんでいったのです。飲酒の依存的な問題を交通安全の観点から切り口として捉えたのが、この飲酒運転防止の条例ではないかとそのときに思ったのですね。そう思ったときに、今度は条例の体系として、交通安全の切り口ですので、交通安全全体の条例が実は必要で、その中の飲酒運転の捉え方が必要なのかとそのときに思って、先ほどの総合的な話になりました。一応厳罰化の中で全体の交通安全に対することからすると、一定の効果があって減少傾向にある部分ですよね。もっと深刻な交通安全の脅威も一方であるのではということも考え合わせて、今回の条例がどうあるべきなのかを非常に悩んで迷っているところです。皆さんがあえてここで飲酒運転防止条例だということを強く、例えば、前文で打ち出すならば、整理をするため、皆さんの思いを聞かせていただけたらと思った次第です。

委員:今の委員の意見に対して、思うところがありましたらどうぞ。

委員:1つ大きな論点だと思っていまして、今、国でもアルコール健康障害対策基本法たる、本来アルコール依存症対策の柱になるべき法律が、検討されている中で、飲酒運転の防止の中にどこまでアルコール依存症対策を盛り込むべきか、私も実は今悩んでいます。そういう意味では国の動きも横目で見ながら考えていかなければいけないのではないかと。もし、アルコール依存症対策をする場合、福岡県のように違反者自身に受診義務を課す方法と、今日、座長から提案があった県に義務を課すところですね。このやり方についても、議論になると思います。飲酒運転したからアルコール依存症だと決めつけるか如くの取組は私もまずいという思いはありますので、ここは、かなり議論は必要かと思いますね。私はちょっと今、消極的になっています。飲酒運転撲滅に向けた総合的な取組の中で、アルコール依存症対策だけ特化してしまうのはいかがなものかと思っています。

委員:ほか、どうですか。ここは意見交換の場ですので。

委員:今、委員がおっしゃったところ、私もちょっと悩んでいるところもあるのですが、 ただ、厳罰化の限界が来ているのではないかと言われている中で、他の法令・刑罰と 整合性を欠く状況もすれすれ限界まで来ている状況の中で、飲酒運転がまだ根絶か、 減少になかなかいかない状況の中では、厳罰化でない飲酒運転の根絶のための条例と

- して、アルコール依存症対策は、それだけでいいとは決して思いませんが、 1 つの方法論として三重県としてはアプローチしてはどうかと考えております。
- 委員:私が思うに、いわゆるアルコール依存症の問題をどう取り上げていくか。厳罰化がずっと進んできて、違反者の数が減ってきているのは事実だと思います。しかし、そこだけではアプローチしきれないものがあって、そこをどう取り組んでいくかが今回の条例の1つの根幹にはなるかと思いますので、アルコール依存症に対しての取組を進めることは、ポイントにはなるかとは思います。しかし、それだけを書ききっての条例にするのかどうか。それに関してはやはり総合的な部分も書き込んでいく中で、1つのポイントとして依存症対策はあるのではないかと、そんな考えを持っております。そして、理念条例にするか、実効性あるものにするか、人権に配慮しながら条例を作り上げていく必要性があるのではないかと、私自身は個人の立場を含めて考えているところです。
- 委員: いろいろ教えていただいて、法律でアプローチできない部分をとか、あるいは人権 に配慮ということで、そういう部分で温かみのある条例は、以前も少し賛成させてい ただいた部分で、それをただ切り口でどうしていくかというときに、交通安全の切り 口でいくので、全体の条例としての条例体系の整合性について、まだちょっと見えないが、ご検討いただければいいのかなと思います。
- 委員:今回の条例は、交通安全を推進するための条例というよりは、やはり飲酒運転防止並びに根絶、言葉はこれからの検討課題ですが、そこに向けての県としての取組のアプローチになってくると思うので、そこについては総論及び各論部分の書き方になってくるのかなとは思います。しかし、温かみのある、いわゆる罰だけが前に突出する条例ではないものにしていきたいところは配慮の範囲かと思います。
- 委員:条例文の体系的な話として総論でいけば前文を作るか作らないか。それから、責務のところで県、県民、事業者に加えて、特定事業者と言われるものを入れるか入れないか。市町の項目を入れるか入れないか。各論のとこでいきますと、基本方針たるものが、数値目標を置くか置かないか。それから、議会の関与の在り方、条文の中に具体的な項目を入れるか入れないか。ここも大きな議論の論点かと受けとめます。知識のことでいけば、教育機関に対する話ですよね。再発防止のことは、先ほどから議論をしているアルコール依存症対策をどこまで踏み込むかどうか。相談については、相談プラス支援という考え方ですね。そこを入れるか入れないか。あと、情報提供の在り方論については、個人情報保護の観点との兼ね合いが論点かなとの感じで全体を受

- け止めさせていただいたのですけれども、論点はあくまで申し上げただけであって、 これについて私としてはこうだというのは、まだまだこれから先です。
- 委員:大体論点の部分は、そのところプラスアルファかと思っています。個人的には、県 民の責務で飲酒運転を発見したときの通報努力義務を入れている方がおられるので すが、ここを入れるのかどうかも1つの論点かと感じています。
- 委員:原因と対策の議論の中では、当然アルコール依存症もあるのですが、参考人の話にもあったように、やっぱり今60件くらいまで減ってきている中で、ディープな飲酒運転の運転者にたどりついているので、そういう意味では、調査報告に、アルコール依存症ではない運転者の中で、なぜ起こしたかの部分についての理由付けで一番多かったのは、確か6割ほどが悪いことだとは思っていなかったと。やはり規範意識の欠如は大きいかと。これはどの段階でこういう規範意識を変えていくのか、一度議論してもらう必要があるとの思いがあって、それこそ間際の話で言えば、家族やお店の人に言ってもらうのもそうですし、個人的には、よく普通に挙げられがちな教育機関での教育は、そういう意味ではもっとしっかりやってもらうことが、間違った意識につながっていかなくなるのかなと。そういう部分で教育機関の教育を重要視した条例にしていただくといいのかとの思いも個人的にはあります。
- 委員:私も教育機関は入れさせていただいたのですが、確かに長い目で見た規範意識の醸成については、現状においては交通安全対策的な事業の範囲にとどまっていると思うのですね。いわゆる目の前における小学校、中学校の例えば、通学路におけるとか、車に対するとか。ではなくて、やはりこの段階から飲酒運転に対する意識の教育は、私もあっていいのではないかと感じるところではあります。たちまちの規範意識の対策も必要かもしれませんが、県の条例ですので、教育委員会との協力部分でそんなのもあってもいいかと感じます。この場で様々議論をしていただいて、その後、素案的な内容の作成に入っていきたいので、疑問点、自分自身の思いとか、ご意見をいただければと思います。
- 委員:確認なのですが、今のこの時点では一応皆さんのご意見を踏まえて、論点となるべきことを、ブレインストーミングとして皆で出し合って、出しっぱなしでいいのですよね。それをまた事務局の力を得ながら、正副座長で論点を一回まとめていただいて、それについてはこういう意見がある中で、それを更に深めていく。そのうえで条文の素案をつくっていくプロセスがいいかと。議論するポイントがあっちこっちいってしまっているので、それをまず整理していただいてからがいいかなと考えます。また、

私も実は宮城県の情報は深く知りたくて、重点区域を作るか作らないかについても、自分も提案しようかと悩んだのですけど、逆に重点区域を作ってしまうと、それ以外の区域だったらいいのかという話にもなるとの思いもあって、どれぐらい実効性があるのかという思いから入れなかったところもあったのです。他県の情報を我々ももう少し収集しないといけないのかなと。その収集すべき情報で、先進事例は一体何かということを一回整理したほうがいいのかなと。例えば、手分けして調べに行ってもいいと思うのですね。事務局ばかりに任せずに。また時間がかかってしまう話であり申し訳ないのですが。やはり、みんな腹に落ちないと議論がなかなか深まらないという思いがありますので提案させていただきたいのです。

- 委員:今日の部分に関しては基本的には出しっぱなしでいいと思います。そのうえで、論 点整理をするのか、いわゆるたたき台案を正副座長として持っていかせていただくの か、そこはこの議論の後に皆さんと共に決めていきたいと思います。それぞれ分かれ て調査することも含めて、この部分でこの思いが出てきたので現場、特に既に先進条 例のあるところに聞きに行く作業も確かにあっていいと思います。それはまた皆さん のご意見を伺いながら決めていきたいと思います。この流れでよろしいですか。
- 委員:これも論点の1つですが、運転代行業者への支援について、例えば、鳥羽警察署管内はゼロであり、紀宝の警察署管内ゼロ、あと、大台と津南の管内もゼロなのです。そういう地域もある中で、まさに座長のご指摘のとおり、どこまでの支援をするべきか。また、副座長もおっしゃったように本来、飲む場所に車で行ってはいけないという中で、なかなか支援策を我々議会として行政に求めていいものかどうか。そこはまた1つの論点として是非上げていただきたいと思います。

委員: これについては委員もちょっとお書きいただいているので、委員の思いはどうです。 委員: お酒を飲んではいけないという法律はないわけで、ただその状況によって飲んでしまった場合、どうしていくかという環境が整っていれば未然に防止できるのではないかなと思います。私も経験ありますが、車でご挨拶だけいって、お付き合いで少し飲んでしまったときに、車で帰れないと思うことがよくあるのですよね。そのときに代行業者がどこにあるのか。そういう場合はタクシーで帰ったりするのですが、翌朝の車を取りに行く煩わしさということを考えて、あのとき代行を呼んでいればよかったと思う。伊賀や名張地域に行きますと、代行業者が結構あって利用しやすい環境にあるので、これはいいなと。四日市辺りでは多くはない、身近に感じないものですから、その辺の差というのを考えながらもう少し利用しやすい環境づくり、それは財政的な

面だけではなくて、何らかの支援をしたいと思っています。

- 委員:山形県に出張に行った人が飲みに行こうとなって、その人は車で行ったらしいのです。そしたら、運転代行業が発達していて、車で行ってタクシーで帰る感覚で、タクシーと同じ値段で代行は帰れたという話を聞きました。都市部においてはタクシー感覚の代行業というものができれば、安心してお酒を飲めるという意味があります。一方で、田舎に行くと交通手段がないという問題があって、鉄道もタクシーもないという厳しい環境で、どうやってお酒を飲める環境をつくるのかという問題もあると思います。その2つかなと思っています。
- 委員:今回の条例はゼロにしていくという方向性の取組をどうするのかという部分ですね。そこに対しての支援も当然あるけれども、温かみのあるというか、どうサポートしていくかというところで、その1つとして運転代行業をお話いただきましたけれども、県からの責務とともに支援もいるのではないかというところですね。ここはどう書き込んでいけるかは1つのポイントかなと感じています。どういう支援を書き込むかというのが、場合によっては予算が伴うなど、相当大きな施策になってくる可能性があるので、そこはまたみなさんと議論をしていかなければいけないと思います。飲酒運転ゼロに向けて、違反、検挙、事故ゼロに向けてやっていく1つの方向性として、コアな部分に対する副座長が言われた取組と県とか公安委員会との議論をすると飲みに行くのであれば車で行かないのが一番というが、県の条例としてそういったところをどう考えとして入れていけるかどうか、ここはまた議論させていただきたいと思います。
- 委員:地域的な差もあると思いますけれども、私どもの地域では代行運転が主流でして、公共交通機関がないということもあって、私も代行運転を利用しておりますけれども、タクシーより代行運転の方がだいたい安いのです。代行は時間が限られていまして、5時から12時とか。そして、帰りは代行を予約しておくという形なのですけれども、紀宝町にないのは、紀宝町の周りの熊野市、和歌山県新宮市には何件かあって、紀宝町は飲食店が少ないということでないのですけれども、タクシー会社から言わせると代行とタクシーとのせめぎ合いがあるわけですね。代行を利用することによって、タクシーの利用者が減る。代行業者が休みの日はタクシーが忙しい。その辺の代行業者に支援するときに、タクシー会社への配慮も含め、どう支援すべきかを考えなくてはいけないと思います。

委員:ご意見の中で、実行計画という部分に触れていただいていると思うのですけれども、

宮城県の基本方針という形が確か、重点地域を設定した。三重県飲酒運転根絶に関する基本方針を条例の中では基本方針を策定することができるものと定めて、それに基づいて基本方針を策定して、その中に根絶重点区域という指定をされているように推察をしています。本県においても、基本計画として目標数値を設定することも方法論としてあるのでしょうけど、目標数値を設定しようと最初にやってしまうと無理矢理目標値を設定することになりかねない気もするので、目標を設定するかどうかは後の議論として、とりあえずは基本方針にしてからやっていってはどうかと個人的には思っています。

- 委員:目標数値もアメとムチの色があって、支援的な目標数値というのも、福岡であれば 企業、店の宣言している数を挙げてあるなど、より促進するための目標数値的なもの だったら積極的にあげてもらってもいいのかなというイメージは持っています。逆に、 事故件数をいくつに減らしなさいという数値になっていくとどうなのだろうという 議論はあると思うのですけれども、支援的なことを目標数値として挙げていくのなら いいのかなと思っています。
- 委員:数値目標に特にこだわるものでもないのですけれども、基本方針なり、もう少し具体的な施策を書かれたものにしないといけないとの思いもあります。「みえ歯と口腔の健康づくり条例」のときもそうだったのですけれども、理念条例で終わってしまう危惧があるので、どこまで議会として行政側に実行を促すことができるかがキーポイントになると考えます。その1つとして数値目標を使って、計画そのものの進捗を、行政自体もそうですし、県民の代表であるわれわれ議会もチェックできる仕組みをつくる意味においては、数値目標は必要かなという意見です。加えて、基本方針という名前にするのか、実行計画かわからないけれども、私は座長の提案していただいている具体的な事項を基本方針に書きなさいというところまで条例で規定できれば、なおさらいいなと思いました。数値目標を置く置かないは、その後の議論でもいいと思うのですが、少なくとも条例の中にこの項目、飲酒運転防止のためのこういうことを実施するということまで書くことができれば、かなり実効性のある条例にできるのではないかと思いますので、そこもアイデアを広げていくといいのかなという思いです。
- 委員:条例の中に数値目標の数字そのものを入れるのではなく、基本方針でも基本計画でもいいのですけど、こういった項目について数値目標を設定することとか、数値目標を計画に入れることを基本方針の項目の1つに入れて、後は基本方針に基づく基本計画等のところで、具体的な内容がこの項目について入ってくる形はあってもいいのか

- なと。しかし、そこまで踏み込みづらいということであれば、無理する必要もないか なと思います。
- 委員:目標を設定した方がより具体的にというのはもちろん思うところはありますが、ただ、議論を深めて状況調査した上で設定する必要があると思うので、議論が深まるような状況づくりは必要かなと感じておりますので、ご検討いただければと思います。
- 委員:情報提供のところで、取組に対しての情報も提供しなさいと入れているけれども、 例えば、この項目についての数値目標に対して、どうできたかという取組も奨励も含めて、基本方針に書き込んでもいいのかなと感じるところはあります。
- 委員:条例をつくった後の効果を検証するときには、当然数値がないと効果があったか検証できないのですが、それが数値目標という数値がなくても数字はどこかで出てきて 検証できるものなのでしょうか。
- 委員:条例の中身によりますけど、求めていくべき数値がありますよね。違反件数がどう減っていくか、特定事業者等に対して様々な奨励をしていくのであれば、その協力してくれた事業者がどうなっていくのか。代行業についても代行業の数値がどうなっていくか。だから、書かなくてもあえて求めるべき内容として、考えられるものはあると思います。それと同時に、少し政策的な誘導において、この項目は入れなさいということでの数値目標を設定しなさいということを基本方針に入れておくことは、よりそこに対する実効性がでてくるのかなと思いますけど、それがなければ、何もこれに対してどうなったというのを求めることができないということではないと思います。入れればより明確になるということではないでしょうか。
- 委員:あえてみなさんおっしゃってないけれども、福岡県のような過料だとか、そこまでは三重県はいかないという暗黙の前提で進んでいます。それでいいかどうか確認させて下さい。私もそこまではという思いがあるので。特に提案はなかったですよね。
- 委員:少なくとも今回意見シートをいただいた中では、過料や罰則というところまで入れるという意見はでていないという認識をまとめる側としては思っています。
- 委員:書かなかったけど、思いの中にはあるにはあります。飲酒運転する人はルール違反というのは分かっている。でも、自分の中で罪の意識はあんまりないのですよね。問うとルール違反だと言うと思うけれども、分かっていてやるのだから、いろいろな準備をして、自由主義国家ですから、自由に任せて破ったときは、それだけの罰を受けなさいというのが基本にあると思っているので、それでいいかなという思いが実はあるということだけ意見として言っておきます。

- 委員:少し控えめに意見シートを書いたということですかね。思いとしては持っていたと。
- 委員:思いとしては、どれだけ何をしてあげても、自分から飲酒運転をしたら駄目という 気持ちがなかったら、何の意味もないので、自分でその意識を持ちなさいということ を一文控えめに書いたということです。
- 委員:分かりました。ここは意見シートを見る限りは、具体的な中身はなかったのですけれども、今、委員の思いとしては、それが自覚というところで読みきれるというふうにご判断いただくのか、書くべきか、素案が出た段階で議論をしたいと思いますけれども、意見シートの中には具体的表記はなかったと感じています。合せて、実効性を持たせる上においては、罰則まではいかないけれども、実効性を持たせる内容はある、それと理念条例に終わらせることのないようにというご意見はあったかという認識です。
- 委員:確認ですけれども、要は防止するために何らかの義務を課す条項は作るかもしれないけれども、それに対して違反や従わないことに対して過料を科さずに別の方法で実現をさせる内容にしていく理解でいいのですか。
- 委員:みなさんのご意見を見ていると、そういうことかなと思います。何らかの義務を課すという内容はこの中にはあったという認識は持ちます。もう少し踏み込んだ話をすると、私は受診義務をここに書きました。これはまさしく義務を課す内容の1つだと思いますが、人権に対する配慮や義務を課して、履行しなかった場合どうなるのかということも考えていくと、「違反者は」という主語にはせずに、「県は」という主語にさせていただいているのは、実効性はあるけれども、様々配慮した中で県はその人に対してこういう観点から受診することを義務づけると。そうすると、それを受診しなかった人に対して、何か罰が与えられるのではないかということに関しても、その主体者は県ですから、県はその人に求めていくことにおいて、個人に対して罰を求めていく方向にはならないのではないかという書き方をさせていただいたと部分があります。しかしこれは、実効性あるものの1つかなと思います。それと、努力義務の範囲で書いていただいていますけれど、違反者を見つけた場合、通報することに関しても、県民の責務として県民に課す、努力義務にしても、県民が主語になっていて、通報しなさいというのも県民一人ひとりに対しての思いや内容は強いのかなと感じます。罰則過料まで書き込んでいるものはないと認識します。
- 委員:厳罰化の限界、非常に厳罰化が進んで、法令上の均衡を欠きつつあるほどだという 参考人からのお話もあったわけで、今のお話かなと。一方で、今、努力義務とはいえ

通報を課すということですね。私はあまりよくない感想を持っています。県民の責務として、飲酒運転根絶の意識を強く持つよう努めるものとする、この辺りが妥当かなと思います。

- 委員:自覚を促すという県民の責務と、県のいろいろな機関の人たちが協力しなさいという責務と、通報等をしなさいという責務。どこまで踏み込むのかは今後の議論になっていくのではと思います。努力義務にしても、それが入っていくことによってどういう作用を及ぼすのか感じるところです。
- 委員: 通報というと、見つけたら告げ口しなさいという話で、法律上、車の横に乗せて もらってもいけないことになっているでしょう。これはあまり好きではないです。ま ず、自らきちんとしないさいと。ルールを破った本人が全部責任を負いなさいという 感想を持っています。
- 委員:個人の感想として分かりますけれども、法律としていかに厳罰化して少なくしていくことにおいて、その人が飲んでいるのを知っていて横に乗るというのは、どうかというところでそういう罰になったのかなと。本条例の議論のスタートの1つにあるのは、厳罰化は厳罰化の方向性として、これは国が進める方向としてあると。しかし、それでもゼロにならない、捉えきれないものがあるところが見えてきたと。そこに対して条例でどう施策を講じていくのかというところでみなさんのご意見をいただいていると思いますので、そこは書き込んでいきたいと思います。
- 委員:通報に関してなんですけれども、飲酒しているか、その疑いがある人を見かけたときは、明らかに飲酒して運転している姿を目撃したときだと思うのですね。それを通報しないで、見過ごす方が罪だと思います。その後に、例えば、子どもたちの列につっこんでしまったとか、後の大きな事故につながらないためには、やはり見かけたときに通報するのは県民の責務ではないかと思います。もし自分が通報しなかったばかりに、大きな事故が後で起きたと思ったら、自分が後ですごく後悔すると思うのですね。例えば、命を失う、多くの子どもたちが亡くなるような事故に繋がることを防げるのであれば、通報するというのも責務の1つだと考えます。
- 委員:他どうですか。だいたいみなさんの意見交換ならびに質問等よろしいですか。そうしましたら、今後の意見シートをいただいた上での進め方ですが、基本的には正副座長で意見の集約、条例の大枠の設定、具体的な内容等を作りあげる作業に入っていきたいと思っています。そこで、私個人としてはみなさんの意見をいただき、これを最大限、総合的に勘案しながら、素案的なものを作らせていただいて、その上でそれを

基にこれを入れるべきだ、どうするべきだという議論をさせていただければと考えていたわけですけれども、今、その前に論点整理という意味で、論点をここから抜き出していただいて、それについて今一度議論をして、その上での素案というところに持っていってはどうかと。また、班が分かれてでも、それぞれ確認したい項目が出てきたであろうから、それぞれの先例条例の県等に調査に行ってはどうかとのご意見をいただいたわけですけれども、みなさんいかがでしょうか。

- 委員:論点をまず明記して、そこで議論してからという方法でもいいですし、座長が言われるように、素案という形でつくりこんでいって、意見が分かれていそうなところは、例えば第5条のA案、B案というようにまとめていただくと話が進めやすいかなという気はします。
- 委員:論点もある程度出しながら、1つ素案的な内容の方が議論しやすいのではないかというご意見をいただいたかと思いますけれども、そういう方向でよろしいですか。だいたい固まったところはある程度、素案という項目にさせていただいて、何条というよりは項目という書き方だと思いますけれど、ここに関してはこういう意見もあるということで、どういう方向でいこうかと。かつ、その上でみなさんのご意見をいただいて、全体の条例のバランスを持っていく方向もあるでしょうし、そういった意味においては1つの素案的なものを次に提示させていただいた方がより議論はしやすいのかなと。別にそれで固めて、そこから変更なしということではありませんので、そのような方向で進めさせていただいてよろしいですか。その上で、昨年も調査に行きたいというご意見をいただいていて、日程が合わなかったもので、全員で行くよりはそれぞれで分かれていくことも含めて、そういう機会も検討していく流れでよろしいですかね。

委員:行った方が行ってない方のためにこの場で情報を共有する機会をつくっていただければありがたいです。

2 その他

委員:そうしましたら、今日のこの意見をいただいて、その上で1つの正副座長たたき案というか素案というか、少し言い方は素案となると条文化するような感じになるので、より肉のついたたたき台案を、論点がみなさんのところで絞りきれていないものに関しては、A案、B案的なものも含めてお出しさせていただいて、それに基づいて次回

議論をさせていただくと。それには少し時間がかかると思うので、ある程度時間をいただくことになると思いますが、その間に既にある条例の調査等もしていただいて、その発表も次回の場でできればということで、まずは発表等もしていただく、そして、素案的なものに対しての意見をいただきながら、より明確な形に持っていくと。すでに3月ではなく、6月くらいを目途にということになっていますので、よりみなさんとともに形をつくりあげていきたいと思いますが、そういった方向でよろしいでしょうか。そういった方向で次回進めさせていただきたいと思います。次回は調査に行かれた部分に関しての報告、ならびに、正副座長たたき案をみなさんにご提示させていただく場をつくらせていただきたいと思います。それではそのようにさせていただきます。

最後に次回の日程を調整いただきたいと思うのですが、そういったところから考えますと、少し調査の時間も含めて時間をいただきたいと思いますが、例えば、2月12日の週辺りでと思いますけれども、13日はどうですか。2月13日(水)午前10時からということで、午前中ですので時間が限られてきますが、調査に行かれたところの報告を簡単にいただき、その調査に関しても少しメニューをこちらで決めてまたご提示します。例えば、宮城県、山形県あたりで、全員がそろって行くことよりは、行けるメンバーでということでよろしいですか。この検討会は行ったとしても、政務調査費扱いですので。そういったことを含めて13日10時ということで、次回、素案たたき台をご提示させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。本日の議題は以上ですが、他にみなさんからご意見等はございますか。それでは、本日の検討会は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(終了)